

◎新潟県告示第874号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和2年8月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大浦本成寺休猟区

(1) 区域

三条市月岡地内の県道大面保内線と市道道心坂線の交点を起点として、ここから同市道を南東に進み、市道大浦山手線に入り、ここから市道大浦山手線を南東に進み、上大浦地内の市道やまなみ線との三叉路に至る。ここから市道やまなみ線を南東に進み、一般国道290号に至る。ここから同国道を南西に進み、駒込地区に至る。同地区から県道駒込北潟線を北西に進み、見附市と旧栄町と旧下田村の境界点に至る。ここから旧栄町と旧下田村の境界を北に進み、旧三条市、旧栄町、旧下田村の境界点に至る。ここから旧三条市と旧栄町との境界線を北西に進み、県道大面保内線に至る。ここから同県道を北東に進み、月岡地区に至る。ここから同地内の起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

1,978ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

2 十日町中部休猟区

(1) 区域

十日町市山本町の国道117号と国道253号との交点を起点として、ここから国道117号を小千谷市方面に進み、主要地方道十日町六日町線との交点に至る。同主要地方道を新座未乙方面に進み、一般県道新座八箇線との交点に至る。同県道を新座亥方面に進み、林道大平軽沢線との交点に至る。同林道を南に進み、主要地方道十日町六日町線との交点に至る。同主要地方道を新座未甲方面に進み、同地内で一般県道新座八箇線との交点を八箇方面へ進み、国道253号との交点に至る。同国道を山本町方面へ進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,108ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

3 白瀬休猟区

(1) 区域

佐渡市白瀬地内の白瀬川と日本海海岸線との交点を起点とし、ここから同海岸線を南に進み、佐渡市北五十里地内で北五十里川との交点に至る。ここから同河川を北西に進み、白瀬集落と北五十里集落の境界との交点に至る。ここから同境界を北西に進み、旧相川町と旧両津市の境界との交点に至る。ここから同境界を北東に進み、馬首集落と和木集落の境界との交点に至る。ここから同境界を南東に進み、和木川との交点に至る。ここから同河川を南東に進み、日本海海岸線との交点に至る。ここから同海岸線を南西に進み、坊ヶ崎、玉川、小松の各集落を経て、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,088ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

4 徳和休猟区

(1) 区域

佐渡市徳和地内の主要地方道両津・真野・赤泊線と主要地方道佐渡一周線との交点を起点とし、ここから主要地方道両津・真野・赤泊線を北西に進み、清水、浅生、東光寺の各集落を経て佐渡市上川茂地内で主要地方道佐渡縦貫線との交点に至る。ここから同地方道を北東に進み、外山地内で旧真野町と旧赤泊村との境界に至る。ここから同境界線を東に進み、旧畑野町と旧赤泊村との境界に至る。ここから同境界線を南東に進み、主要地方道佐渡一周線を横断し、日本海海岸線に至る。ここから同海岸線を南西に進み、蕨場、腰細、徳和浜、小熊の各集落を経て浦津集落に至る。ここから北に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

2,113ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで

5 二見休猟区

(1) 区域

佐渡市相川大間町地内の主要地方道佐渡一周線と主要地方道相川・佐和田線との交点を起点とし、ここから主要地方道相川・佐和田線を東に進み、佐渡市相川大工町地内で県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから同県道を北東に進み、市道相川62号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、佐渡市沢根地内で旧相川町と旧佐和田町の境界に至る。ここから同境界を南に進み、佐渡市二見地内で真野湾汀線との交点に至る。ここから同汀線を南に進み、台ヶ鼻、長手岬、春日崎を経て、起点と同緯度の地点に至る。ここから東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

1,792ヘクタール

(3) 存続期間

令和2年10月15日から令和5年10月14日まで